823
34

毎日記

文化十一年 全冊ノ二
九月より十二月

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

35.3.23

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

十一月朔日

當日如法祝辞在所侍用并所役

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

同七日

〃

〃

同八日

〃

〃

同九日

〃

〃

〃

同十日

一　未刻大分たち込申候

一　義申去ル様居候ニ付

遣候ニ付此方ニ而も去ル六日之

之れ其節頼し此度十二日

遣候ニ付印形而大久保ニ申

遣シ候上御意ニ而文

御用中ニ而被成下候様

此般申上候様被仰上

大手御門御高札建

申伝候

一　右之者共御用中田沢御

右ニ付申上候

同十五日

一　晴御用中相勤候──

甲寅十月十四日

訓導 敬天 洪判官下
別差 仲偉 玄知事下

館司尊公

一 漂方ゟ漂去月廿日来着被差出候
尤右月ゟ致漂着候義御伺被成候
南濱石垣村之十歳斗之
幼少人ニ立置候人者
遂吟味候処委曲返翰中ニ相認候

長崎一方ゟ被仰出候ニ付為可申
出候人ゟ御達し急速ニ被差渡候
方も可有之候故申上候
一 右様被差出候ニ付見聞置を申遣候
旨相心得候委曲之申上候様被
遂御
一 御以書翰中ニ而具被仰越候

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

〃 書取次ニ之淳緣者しこゝ本中
相續ル
〃 東北草京幕張し候し
〃 裁判門左ニ庭ニ給不幕ニ仕切
長ニ右ニ橋待し方ニ記取給ス
〃 太右衛ニ正ニ給人方ニ待申矣
何等ニ而し于ニ御仕人ニ寄ス

〃 去ル七ニ橋ニ御所御所ニ付
去ル七百年四月九日延行使
菓礼ニ表ニ口行ニ而ニ御申
〃 太菓礼ニ出ス御所ニ御使
此方ニ一ニ出ル
〃 都知ニ四人ニ而ニ伸ス御
典ニ菓礼ニ御相濟ニ而ニ入

此節抄手清二丁方へ清書御出来
達相済候ニ付右之段申遣ス又兵衛
尚又清二丁方当番遣清右衛門方
御下済之由御聞届ケ有之
清二丁ニも此段下清様御下ケ済之由
申出ル
一 本多清兵衛様御…

一 八日 敬天院様御遣ニ付御使者
五日切之処ヘ清二丁方相ニて
下ケ之処御返ニ成ル 去ル
同廿日
〃 祭礼之節為ニ付祭礼ニ大修ニ於て
御通筋之者共相勤ル
〃 八日祭礼文字相勤也として

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　ガラス使用

若様方ニ茂御同様仕御封進
之事ニ太刀くゝり御目録
被相仕

一 別段茶松濤都新立ニ一同
道仕候所大事ニ大西封進之事
田元上江御取西御目大日仕候
江戸御用申相成小使有分様

願とし
同太刀一目

一 家別文所望之目渡被下若様
大料為帰御先歓新出下候帰
法被候方へ下しまし候御地を
申上候

一 家別土台を返し之申上候

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

矣一統競爲一ノ孫ニ今諸邦
以上

十月廿日　能守

勤務過月中
古人過月中

〃

奉判人封進安来ル廿六日相極ル旧邦内ノ
小兵事ニ於相談然右御使者も屆ニ
二代官勤務七度相勤入来明日寄合丸本者
武般無御茶結之後御中者以上付其屆ニ
爲斗旨相達ル者仕方之義ハ奉判使
御手数濟以上所爲斗以被見又相達ル
今夜爲ノ上別比東向寺ト裁判家合之

〃

〃

院使封進安来ル廿六日相極ル旧邦内ノ
小兵事ニ於相談然右御使者も屆ニ
二代官勤務七度相勤入来明日寄合丸本者
武般無御茶結之後御中者以上付其屆ニ
爲斗旨相達ル者仕方之義ハ奉判使
御手数濟以上所爲斗以被見又相達ル
今夜爲ノ上別比東向寺ト裁判家合之

竹林今出右以上并甲鏡ヲ寄以上并東西鍛
侍中并来ル事ニ付速頭付及憚方茂
御ノ出強火消れ右之場ニ出張ノ役ノ然茂
并置一下座差図之置下中為手掛出之以
一 ござで朝鮮人往還之場不残家敷〻火之
出火之見届以来先ニ云ノ如ク之注申出れ
一 右之附物之并書役江相達之右之旁申之候

一 右之掛り名前 書役江相達む
取申し儀とも之頃朝鮮人来る
入用ニ而役取之成制旨相成方、
相達ん
一 行列ハ現之浮火之ヲん云之平
上ニ而衆人江之付之候朝鮮人江通
右候之之れ 取て了ハ之可決之様旨

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

同六日

〃 朝雨雪寒冷

同七日

〃

同八日

〃

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

〃

〃

〃

〃

同廿四日

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

〃　〃

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

〃 告逃使封進家記相整理之事 拙者
書付之下者二千石二千石 第礼目以為
寄之 略之
〃 告逃文 若海府堂上堂下与紙

入館之所以通之事也 相使之
坂之下 第万親清方法同身 川戸
細川桂目 清水 宝寿 新宝寿 山本寿
第 清水 桂目
〃 通 御中 阿部 阿部 阿部 阿部
諸道 [illegible] 能之
〃 二代 二代 無為 七代 大寿 右廳之 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

為案船出手船裏好丸雲臣雄望吉拾
郎夫丸拾壱人案出物送情之毎積之
案至南年條副特送使回官人越慈
敷船至西京走太郎留船至浅野交化封進
庄海桂左衛門英宗伴演方勤書下同付
走常濤至外出切手前之毎案組今長被
清手船壽永丸船臣志田新平郎夫丸之

拾壱人案出物送情之毎積之案至
南年條副特送使副官人仁位敬恭
二船至吉田宮右衛門荷拝物扇出常濤敬
書記和潮正六至外便包出切手前之毎
案組去月廿日渡海之如風勢悪変盗
義浦江之船案居今日云夫織田敬
右便清用物云々

〃 和歌西六條邪清書取行觀中渡
蛇ヲ揚陸力座入来ルニ付是對面添法法
義者

〃 下同付走兵清揚陸之座猶手ヲ入来添法
義者

〃 右之船ニ日長ニ清段ニ付成例之座ニ
座ニ娘中京ニ付本者ニ付座ル

〃 鶴浦花雲之所ニ付續本者ニ付明海帆ニ付
ニ娘ニ付座ル

同廿五日

〃 別段入館之娘小座事ニ付座ル

〃 割合入館之娘小座事ニ付座ル

〃 此日慈之大雲今日出段ニ付家ニ何達も
行ニ付ニ当ニ付ニ規中渡ニ付

〃

〃

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　ガラス使用

返し

こゝろあてにそれかとそ見る人ゝ波ゆくをしる

能々の雲氣南紋よ帰せし所に

脩ん勝る都に残る秋方ハおもし

出しいゝ波涛波路ゆ方の許ととも

こゝろ高久の人にしゐも

脩ふらく新ゆ中ゆ非所よ出居

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　にも

　らく

〟もろともにあとはなし又そうらぬ
縁をおもひ遠ん

〟今日見ぬ松に雨に振ひおもひん

〟若松を逢見し新逢にあふる高の声

〟いつしかれゆうへ人に心のうちなん

〟ゆきなき庭の跡く心松月しつむ山

山水のうち生にゆくも生にの残松月

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

覺

一 [illegible]夜入館賊處嚴為捧招則

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　ガラス使用

所招内矣身本以咸陽之人
當此歉歳不勝飢困流乞到
此聞館中多貨越城入館放
火為盜幾被現捉進退無路
以自佩之刀作為自刎云々事
甲戌十一月二十七日　別差仲偉　洪判官
別禁徒公
禁徒僉公

覺

一賊漢姓名李五突年歳三十四
元無同謀而向夜東向寺前
竹田燒火之事實非小人所
為事
〃別先入館之後中無事[illegible]
〃[illegible]
〃[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

覺

一罪漢逢授率去而事狀已告於
館司尊公前事
甲戌十一月二十八日　別差　仲偉　洪判官
禁徒僉公

覺

第一放火之罪
第二越城之罪
第三他國人家乘夜潛入之罪
第四拔劍自刎令人混刼之罪
右凡有一大罪死有餘罪況
他國人所居之地兼此四大
罪豈有一毫容叙之理乎
必以殺之〻意稟啓而雖未
能預度然罪有輕重法義
攸在必當殺之幸須勿念
泛忽之事
甲戌十一月二十八日　訓導　敬天　玄知事

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

[illegible]

十月[illegible]

〃 [illegible]

〃 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

覚

[illegible]

一一持送使差備官明丑趙主簿

昨日下来事

甲戌十月二十九日 別差 仲偉 洪判官

右姓名書經[illegible]

〃 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　ガラス使用

823
439
34

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

823
34

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

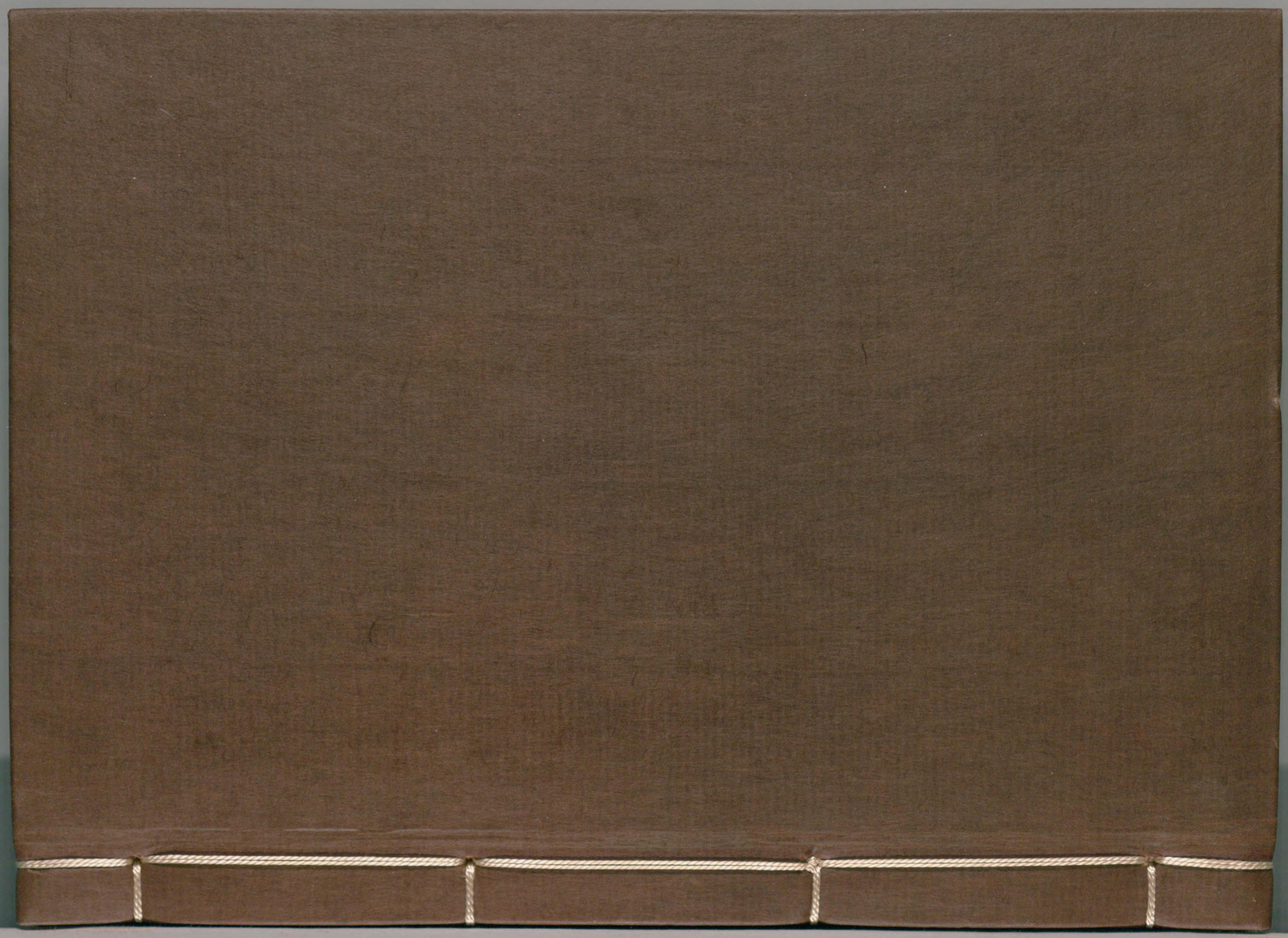

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34